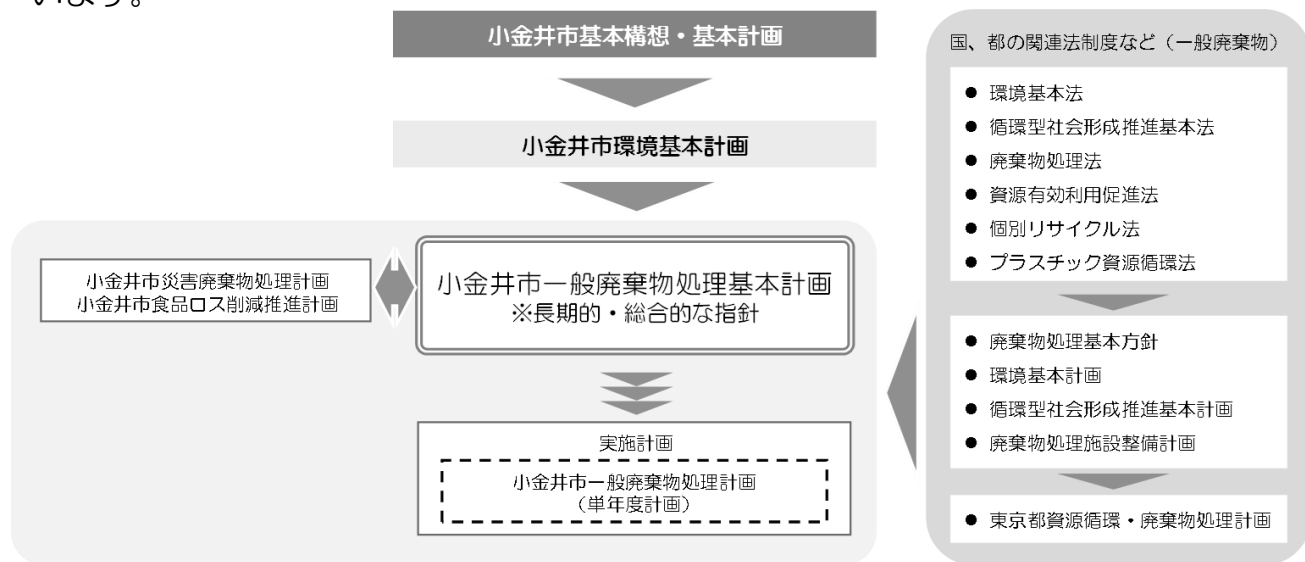




小金井市一般廃棄物処理基本計画 概要版

1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

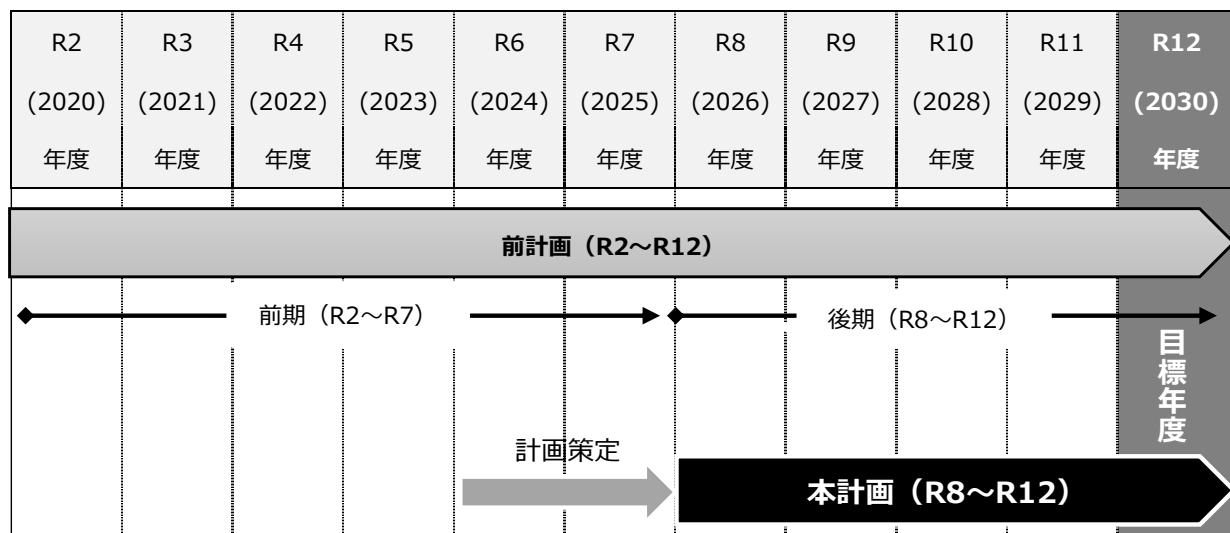
「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定する計画です。長期的・総合的な視点から一般廃棄物の処理に関する基本方針や目標達成のための施策について定めています。



2 計画対象期間

令和元年（2019年）度に策定した小金井市一般廃棄物処理基本計画の後期計画期間である令和8年（2026年）度から令和12年（2030年）度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間中であっても社会情勢の大きな変化、法制度の改正など計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合などは、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。



3 基本方針

小金井市（以下「本市」という。）では、平成18年（2006年）にごみ非常事態を宣言し、平成19年（2007年）4月以降、可燃ごみの処理については、広域支援により多摩地域の自治体及び一部事務組合にお願いしてまいりました。令和2年（2020年）4月からは、日野市、国分寺市とともに設立した浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設において、共同処理を行っています。

不燃・粗大ごみ、資源物の処理については、令和4年（2022年）8月から不燃・粗大ごみの積替え・保管施設である「小金井市野川クリーンセンター」、令和7年（2025年）3月からはプラスチックごみ・ペットボトル・空き缶・びん等の資源物処理施設である「メタウォーターサステナブルパークこがねい」が稼働し、市内における循環型社会形成に資する施設の再配置を完了しました。

このことをもって、本市のごみ処理行政が転換点を迎えたことから、今後、各施設での適正処理の徹底を図るとともに、基本理念の実現に向け、「ごみの発生抑制」を最優先とした更なるごみの減量及び資源化に向けた施策を展開してまいります。

基本理念

循環型都市 『ごみゼロタウン小金井』
～ごみを出さないライフスタイルへ～

基本方針1

発生抑制を最優先とした
3Rの推進

行政のみならず、市民、事業者が一体となるほか、市民一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に取り組むことが求められます。

基本方針2

各段階における
安全・安心・安定的な
体制確立の推進

収集運搬、中間処理、最終処分の各段階において円滑な廃棄物処理が行われること、廃棄物処理を支える体制の確立が重要です。

4 目標の設定

基本理念及び基本方針の実現に向けて、以下に示す目標値の達成を目指します。

目標値

【市民1人1日当たりの
ごみ排出量（集団回収を含む）】

令和12年度までに
584 g/人・日以下

g/人・日

600

590

580

570

560

550

594

10g/人・日
削減

584

R6年度実績値

R12年度目標値

5 計画の体系

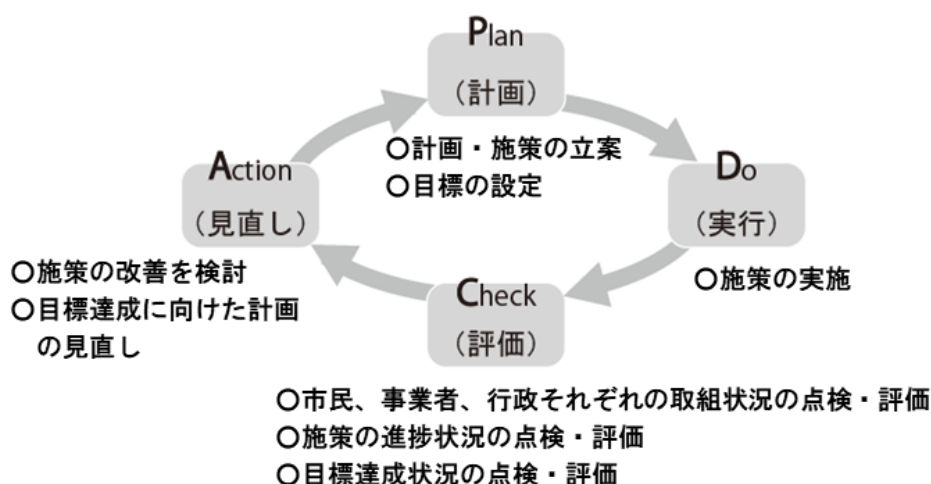
本計画では、2つの基本方針に基づく11の計画項目を掲げ、更に各計画項目に取組内容（施策）を定め、展開していきます。

基本方針	計 画 項 目	取 組 内 容
発生抑制を最優先とした3Rの推進	① ごみを出さないライフスタイルの推進 (リデュース)	(1) 食品ロス削減の推進 (2) 生ごみ水切り及び自家処理の推進 (3) マイバッグ・マイボトル・マイはしの使用促進 (4) ごみを出さないライフスタイルを推進するための啓発
	② 再使用の促進 (リユース)	(1) くつ・かばん類の有効活用の推進 (2) 民間リユース事業との連携 (3) リユース食器の有効活用 (4) リユース活動を推進するための周知・啓発
	③ 資源循環システムの構築 (リサイクル)	(1) リサイクルルートの構築と円滑な運用・利用しやすさ向上の推進 (2) 生ごみ資源化施策の推進 (3) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の継続
	④ 分別・啓発活動の強化	(1) 正しい分別方法の周知と徹底 (2) 転入者を対象とした情報提供の強化 (3) 清掃指導員による分別指導の徹底 (4) わかりやすさを重視した情報提供の強化 (5) 施策や取組の「見える化」の強化
	⑤ 環境教育・環境学習の推進	(1) 小・中学校を対象とした環境教育の推進 (2) 町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進
	⑥ 市民、事業者との協働による 3Rの推進	(1) ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進 (2) 集団回収事業の支援と周知 (3) 商工会及び包括連携協定締結団体などとの連携の強化
	⑦ 事業活動における3Rの推進	(1) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の支援と推進 (2) 事業系ごみの発生抑制の推進 (3) 中小規模事業者に対する分別指導の実施 (4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 (5) 認定事業所の周知と拡大 (6) 店頭回収・自主回収等の推進
	⑧ 行政における3Rの推進	(1) 市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底 (2) 効果的な3Rを推進するための組成分析及び調査・研究の実施 (3) 環境負荷低減の推進
		重点 : 重点的に取り組む項目 強化 : 既存の枠組みの拡大を伴う具体的な施策 充実 : 既存の枠組みの向上を伴う施策

基本方針	計 画 項 目	取 組 内 容
各段階における 安全・安心・安定的な 体制確立の推進	① 安全・安心・安定的な 収集・運搬の推進	(1) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保 (2) ふれあい収集の推進
	② 安全・安心・安定的な 処理・処分の推進	(1) 安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保 (2) 中間処理量の削減・埋立ゼロの継続 (3) 市が収集・処理していない廃棄物への対応 (4) 不法投棄防止体制の確立 (5) 施設の維持・管理のための組成分析の実施
	③ 廃棄物処理を支える 体制の強化	(1) 浅川清流環境組合及び構成市との連携 (2) 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携 (3) 市民、事業者、行政の連携体制の強化 (4) 災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備 (5) 一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開 (6) 環境基金の有効活用
		重点 : 重点的に取り組む項目 強化 : 既存の枠組みの拡大を伴う具体的な施策 充実 : 既存の枠組みの向上を伴う施策

6 計画の推進体制及び進行管理

PDCAサイクルに基づき、Plan（計画・施策の立案、目標の設定）、Do（計画に沿った施策の実施）、Check（市民、事業者、行政のそれぞれの取組状況、施策の進捗状況、目標の達成状況などについて3者の連携の中で点検・評価）、Action（点検・評価に基づき必要に応じて、施策の改善を検討、目標達成に向けた計画の見直し）を行っていきます。更に、関係法令の改正や社会状況の変化などに柔軟に対応していきます。



7 生活排水処理基本計画

本市で発生する生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）は、立川市、武蔵野市、小平市、国分寺市、東大和市、武蔵村山市及び本市の7市で構成する一部事務組合（湖南衛生組合）で共同処理しています。

本市では公共下水道の整備が完了していることから、仮設トイレを除いた全ての生活排水について、下水道で処理することを目標とします。

また、災害時の対応としては、災害時における公衆衛生や環境保全を速やかに確保するため、都及び近隣市町村や事業者などとの相互応援体制を整備し、迅速に、し尿処理体制を確立していきます。



小金井市一般廃棄物処理基本計画（概要版）
発行：令和●年●月 小金井市 編集：環境部ごみ対策課
〒184-8504 東京都小金井市本町6丁目6番3号
電話：042-387-9854 FAX：042-383-6577

